

コンバージェンスと同等性評価

EUの同等性評価活動 →

EU指令採抲 → ('03, '04)

欧洲証券規制当局
委員会による「技術的助言」→ (Jul '05)

← 日本のコンバージェンス活動

(Jan '05) ← ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB
(国際会計基準審議会)が、コンバージェンスプログラム開始

(Jul '06) ← 企業会計審議会の意見書「会計基準の
国際的なコンバージェンスについて」

(Oct '06) ← ASBJが工程表を公表

日-欧洲委
モニタリング会合を開始 → (Nov'06)

(Aug '07) ← 東京合意
(Dec '07) ← ASBJが、東京合意に基づいた新たな
工程表を公表

欧洲委日本基準の同等性を決定 → (Dec'08)

東京合意 → ASBJは、グローバルな基準設定プロセスに統合化。

- 2005年に、歐州証券規制当局委員会が助言を行った事項については、主要な差異を解消するか、同様の基準を作成する。
- 他の事項の解決のため、2011年6月30日を目標期日とする。
- 国際的基準設定に日本のより大きな貢献を提供するため、協力を強化する。

○各国の国際会計基準(IFRS)採用状況

		上場企業に対する取扱い
EU		2005年から域内企業にIFRSを義務付け。2009年からは、域外企業に対し、IFRS又はこれと同等な基準のみ容認予定。
豪 オーストラリア		完全なIFRSを豪基準として採用済。
香港		ほぼ完全なIFRSを香港基準として採用済。
シンガポー ル		大方のIFRSをシンガポール基準として採用済。
中国 ★		2006年2月、IFRSとほぼ整合的な38の新基準を公表。(但し、2008年6月のECの規則等の案においては、『中国基準は、実質的にIFRSと收れんしているが、2007年1月から適用開始となつたばかりであるため、同等性評価については、延期すべき』とされた。)
カナダ		2006年7月、2011年1月からIFRSを採用することを決定。
韓国		2007年3月、2011年からのIFRS(韓国語翻訳版)の義務付けを決定。(2009年より任意適用)
ブラジル		2007年7月、2010年からのIFRSの義務付けを決定。
インド		2007年7月、2011年4月からIFRSを採用することを決定。
日本		2005年からASBとIASBはコンバージェンスプロジェクトを開始。2007年8月、2011年6月までに日本基準とIFRSとの差異を解消する等を内容とする「東京合意」を公表。(2008年6月、ECは、『2009年1月から日本基準をIFRSと同等と考へることが適当とする規則等の案を公表。』)
米国		FASBとIASBは、2002年に相互のコンバージェンスに関する「ノーウォーク合意」を公表。 米SECは、2008年8月、米国企業に対して2014年までにIFRS使用を義務付けることの是非を2011年までに決定するというロードマップを公表。

平成 20 年 12 月 15 日
金融庁

会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について

平成 20 年 12 月 12 日、欧州委員会は、日本の会計基準について、「EU で採用されている国際会計基準（IFRS）と同等である。」との内容を決定しました。これにより、EU 市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となります。

当該発表は、欧州委員会が、日本、米国の会計基準について、EU で採用されている国際会計基準（IFRS）と同等と認める一方、中国、カナダ、韓国、インドの会計基準については、2011 年までに状況の見直しを行なうとの条件の下、同等と認めるとの決定を公表したものです。なお、「改訂後の目論見書指令に関する欧州委員会規則」及び「透明性指令に関する欧州委員会決定」は近日中に公表予定です。

（参考）欧州委員会のプレスリリース

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)
総務企画局企業開示課
(内線 3811、3663)

Brussels, 12 December 2008

Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs

European Internal Market and Services Commissioner Charlie McCreevy has warmly welcomed the adoption by the Commission of the measures granting equivalence to the Generally Accepted Accounting Principles (GAAPs) of certain third countries as from January of next year. It follows the positive opinions given by the Council, Parliament and Member States in the European Securities Committee last month.

Commissioner McCreevy commented: "Today's adoption by the Commission is a momentous step. It marks the culmination of important work spanning several years. I would like to express my warmest appreciation to Member States and Parliament for their support in this crucial assignment over all this time."

The EU supports, along with other key trading partners, the principle of a common set of worldwide accounting standards for listed companies. For the short term, a key part of this strategy has been to eliminate existing costly and burdensome reconciliation requirements between the EU and its key trading partners. Last year, the US waived the requirement to reconcile to US GAAP for foreign issuers using International Financial Reporting Standards (IFRS), including EU issuers.

The measures adopted today, which fall under the Prospectus Directive¹ and Transparency Directive², determine that the GAAPs of US, Japan, China, Canada, South Korea and India are found to be equivalent to International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the EU. The Commission will review the situation of some of these countries (China, Canada, South Korea, India) by 2011 at the latest. The Commission will also regularly monitor the ongoing status of equivalence and report to Member States and Parliament where necessary.

Today's measures will mean that foreign companies listed on EU markets will continue to be able to file their financial statements prepared in accordance with those GAAPs (the transitional provisions allowing the use of these GAAPs in the EU would otherwise have expired at the end of 2008).

Background

The EU was the first major jurisdiction to make since 2005 IFRS mandatory for its listed companies, thus setting the foundation for the current success of these standards, and it remains by far the largest jurisdiction applying IFRS.

¹ Commission Regulation (EC) No 809/2004 of 29 April 2004 implementing Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council

² Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004

Progress towards the equivalence of accounting standards has been in parallel with the convergence work between IFRS and US GAAP. As early as September 2002, the International Accounting Standards Board (IASB) and the US Financial Accounting Standards Board (FASB) committed (a) to make their existing financial reporting standards fully compatible as soon as is practicable and (b) to co-ordinate their future work programmes to ensure that once achieved, compatibility is maintained. This commitment was formalised in a bilateral Memorandum of Understanding.³

³ <http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/874B63FB-56DB-4B78-B7AF-49BBA18C98D9/0/MoU.pdf>

米国証券取引委員会によるロードマップ案の概要

- ・ 2008年11月14日（金）公表（案の公表は、8月27日に議決）
- ・ 内容は、米国公開する米国企業に対し、国際会計基準（IFRS）の使用について
　　・一部公開企業には、2009年度からの早期適用を容認
　　・その他公開企業への強制適用（2014年度から段階的）の是非を2011年に決定。
　　→本ロードマップ案は、そのための要件（マイルストーン）を提示。

2009年度財務報告からの早期適用

- 一部米国企業（注）に、2010年に提出される財務報告（=2009年12月期）に關し、IFRS使用の選択肢を付与。

（注）各産業の時価総額上位20社（外国企業を含む）の大半がIFRSを使用している産業において、当該20社に入る米国企業。

- IFRS選択的適用の条件（本文では、以下2案を併記）

- 適用時において、IFRS1号（IFRSの初度適用）の規定に従い、IFRSへの変更の影響（1年分）を開示する。
- 米国基準に従った財務情報（非監査）を（移行時だけでなく）毎期、3年分記載する。
→規則案では、案Bを提案。

2014年以降の段階的な強制適用

- 2014年度からの段階的適用（注）を念頭に、米国企業に対する国際会計基準（IFRS）の使用の義務付けを行うかどうかを2011年に決定。

（注）2014年～ 大規模早期提出会社（株式時価総額7億ドル以上）
2015年～ 早期提出会社（株式時価総額7500万ドル以上）
2016年～ その他公開企業

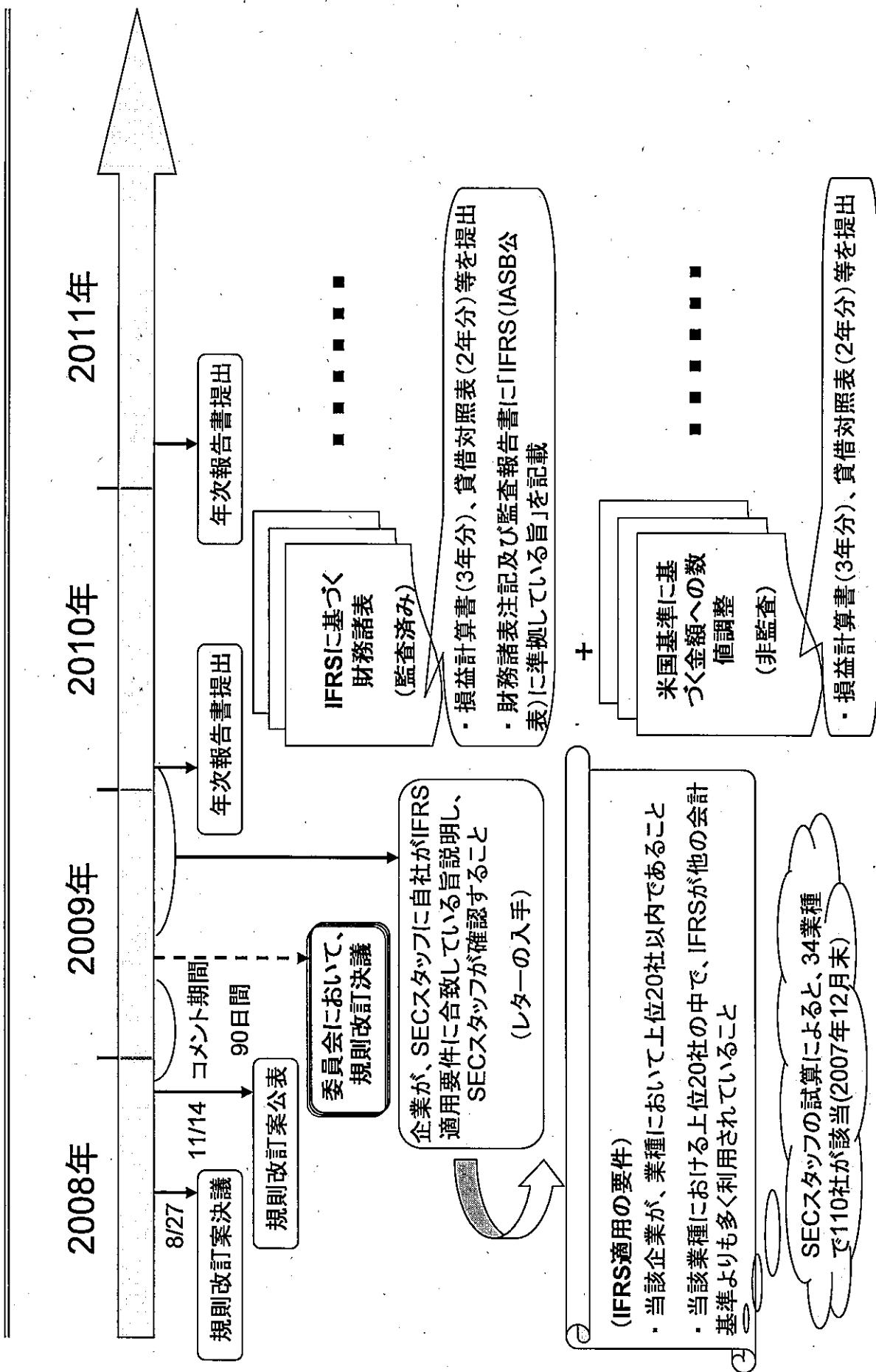
- その際、それまでの要件（マイルストーン）の進捗状況を踏まえて決定。

（注）IFRSの基準内容の改善、投資家や会計士等の教育・訓練、国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス・資金調達等
→なお、IFRS基準設定プロセスへの監視は、モニタリング・グループを通じた間接的なものになることに言及。

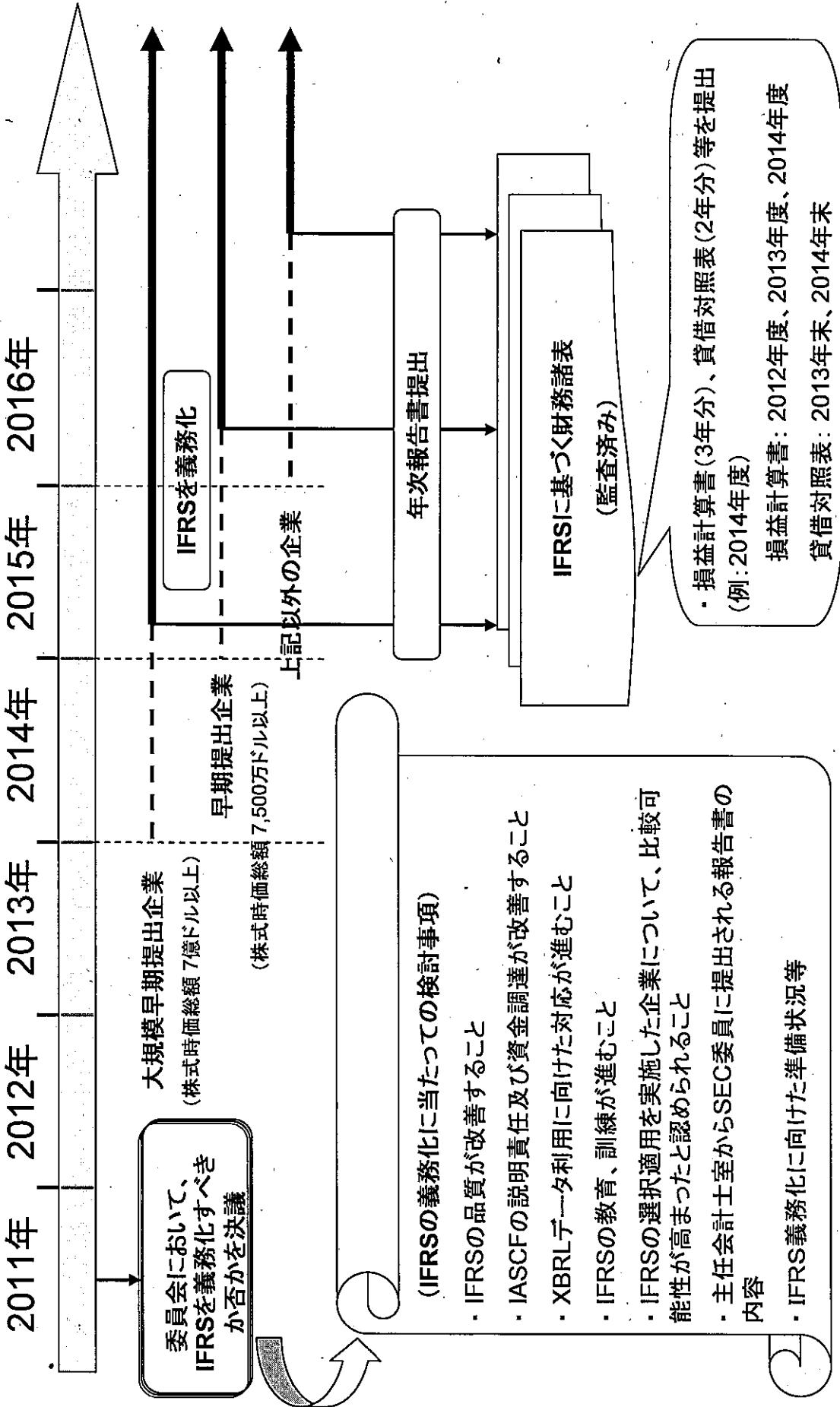
今後の予定

- コメント期間は、官報掲載後90日間（2月19日）

米国公開企業へのIFRSの容認に関する規則改訂(案)



米国公開企業へのIFRSの義務化に関する工程表(案)



米国における国際会計基準の選択適用(案)

1. 概要

2008年11月、米国証券取引委員会から米国企業に対して国際会計基準(IFRS)の選択適用を認める規則改訂(案)が公表された。規則改訂(案)で示されている要件等は、以下の通り。

- * 企業が発行する普通株式の市場価格が、産業分類基準に基づいて区分された業種において、世界で上位20社以内であり、かつ、当該20社において、IFRSが他のどの会計基準よりも多く利用されていること。
- * 上記要件を満たすことを証明するため、企業がSECスタッフに根拠書類を提出するとともに、「異論がない」旨のレター入手すること(当該レターはウェブサイトに公表され、3年間有効)。
- * 選択適用をする場合、米国会計基準に基づく財務数値への数値調整(監査は不要)を公表すること。

2. 産業分類基準

規則改訂(案)で提示されている産業分類基準は、以下のうち、いずれかとされている。

① 公的に示されている基準

- ・ 北米産業区分システム(NAICS)における3桁のコード
- ・ 標準産業区分(SIC)における2桁のコード
- ・ 国際標準産業区分(ISIC)における「部門」レベルのコード

② 公的に示されていない基準

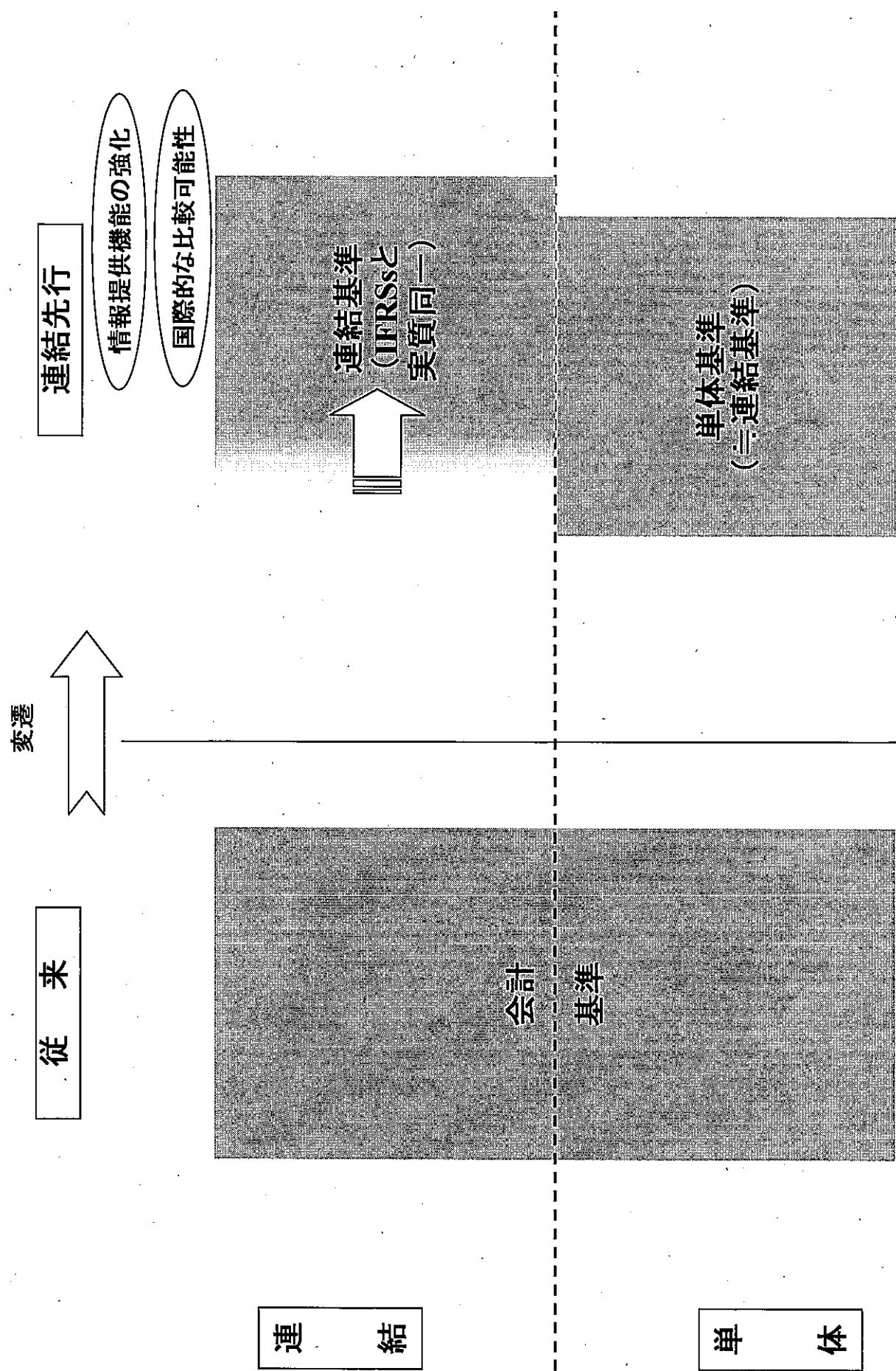
上記以外でも、以下のように、公表され、広く受け入れられているものは、使用可能。

- ・ 産業区分指標(ICB)における部門レベルの分類
- ・ 世界産業区分基準(GICS)における産業レベルの分類

(注)規則改訂(案)で示されている産業分類基準の概要は、以下の通り。

区 分	内 容
NAICS	1997年から使用されている米国の連邦統計局から公表されている区分。
SIC	1937年以降、利用されていた区分。1997年にNAICSに置き換えられたが、SECは産業分類において、引き続き、当該基準を利用。
ISIC	国連から公表されている区分。
ICB	Dow Jones及びFTSEから公表されている区分。
GICS	モルガンスタンリー・キャピタル・インベストメント及びS&Pから公表されている区分。

金融商品取引法における「連結先行」の考え方



商法（会社法）会計について

平成20年10月23日
法務省民事局

第1 商法（会社法）改正の主な経緯～計算関連規定～

- ・ 明治32年 新（現行）商法制定
- ・ 昭和49年 商法一部改正、商法特例法制定
会計監査人制度、「公正ナル会計慣行」の斟酌規定の創設等
- ・ 平成10年 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省）
- ・ 平成11年 商法一部改正
時価会計制度の導入等
← 「金融商品に係る会計基準」等との整合性を確保する。
- ・ 平成14年 商法一部改正
計算関係規定の省令委任の範囲の拡大等
← 商法会計の変更について機敏な対応を可能とする。
- ・ 平成17年 会社法・会社計算規則制定
資産評価規定の簡略化、分配可能額の算定基準の設定等
← 企業会計との連携を進めつつ、分配可能額の算定規定を緻密化する。

第2 商法（会社法）会計における現行の計算規定の構造

- 情報提供機能という観点からの計算書類の作成については、企業会計の慣行を尊重し、会社法における必要最低限の規定にとどめる。
- 配当規制（債権者保護機能ないし債権者と株主との利害調整機能）については、計算書類を基礎としつつ、会社法独自の観点から、分配可能額の算定の規定を設ける。

第3 國際財務報告基準（ＩＦＲＳ）の導入等に関する議論の商法（会社法）会計への影響

- 特に分配可能額の算定の在り方との関係について
いわゆる連結先行論、連単分離論
単体についての強制適用論、選択適用論
- 会計基準設定主体の役割
- 中小企業の会計に関する指針等の役割

商法と企業会計の調整に関する研究会報告書

(平成一〇年六月一六日)
(大蔵省・法務省)

はじめに、開催の経緯等

我が国の企業会計制度は、企業の多角化、経済社会環境の変化等に対応して、逐次整備・改善が行われてきたところであるが、最近の金融証券市場のグローバル化、金融商品の多様化等を踏まえ、会計基準の一層の整備が望まれているところである。

平成八年一月、内閣総理大臣から、金融システム改革に関して二〇〇一年までに改革が完了するプランをできる限り早急にまとめるよう、大蔵大臣及び法務大臣に対し指示があった。総理指示の改革の重要な事項には、「ディスクロージャーの充実・徹底」及び「会計制度の国際標準化」が含まれる。これを受けて、企業会計審議会では、公正・透明な市場の発展に資するため、国際的にも遜色のない企業会計・ディスクロージャー制度の整備に向けて精力的な審議が進められている。

平成九年六月に、企業会計審議会から、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」と、「金融商品に係る会

計処理基準に関する論点整理」が取りまとめられ公表された。これらの意見書では、経済社会環境の変化等に応じ、連結財務諸表作成手続の抜本的見直し、金融商品の時価評価の導入といつた、現行の会計基準の大幅な見直しが提言された。その中で、時価評価の導入及び税効果会計の採用については、商法の原価主義、利益計算上の取扱いとの調整を行う必要があるとの提言がされている。

このような背景のもと、企業会計審議会の提言を踏まえ、法務省(法務大臣官房参事官)と大蔵省(証券局企業財務課長)が共同で、商法学者、会計学者及び実務家の参加を求め、商法と企業会計の調整に関する研究会(座長 江頭憲治郎 東京大学教授)を開催することとした。

本研究会は、平成九年七月から七回にわたって開催され、時価評価の導入及び税効果会計の採用を中心に関連会計との調整を図るべき事項について検討を行ったが、今般、一応のこととした。

I 商法と企業会計との関係について

1 商法及び企業会計による会計目的

証券取引法における会計目的は、公開会社を対象として、投資家に投資情報提供する機能が中心といわれている。この情報提供機能の観点からは、適正な会計処理を通じて企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることが必要である。

一方、商法における会計目的は、公開会社のみならず非公開会社を含むすべての会社を対象として、債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護を中心としていること一般にいわれている。

しかし、これと並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つとされており、財産計算のみならず期間損益計算が一層重視されるようになってきたと考えられる。この面では、商法の会計目的は、多数の株主が存在する公開会社に関する投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っていると考えられる。

企業会計原則の前文では、「法令によつて強制されないでも、すべての企業が従わなければならない基準」と謳われており、企業会計原則を初めとする企業会計審議会が設定した会計基準は、我が国の会計実務において一般に公正妥当と認められる会計慣行として広く根づいている。また、商法においては、「総則」及び「会社の計算」に

おいて計算規定等が定められており、その中で、第三二条第二項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ

能利益が恣意的に操作されることを排除するため、利益計算が公正な会計処理を通して適正に行われることが望ましいと考えられる。

したがって、公開会社を対象とする証券取引法と非公開会社も対象に含む商法では、要求される情報について差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整が図られてきたところである。

(注) 公開会社とは、上場会社、店頭登録会社、有価証券の公募・売出し等を行つた会社で、証券取引法の適用を受け有価証券報告書等を開示している株式会社を想定している。

2 商法計算規定と会計基準の位置づけ

企業会計原則の前文では、「法令によつて強制されないでも、すべての企業が従わなければならない基準」と謳われており、企業会計原則を初めとする企業会計審議会が設定した会計基準は、我が国の会計実務において一般に公正妥当と認められる会計慣行として広く根づいている。また、商法においては、「総則」及び「会社の計算」に

おいて計算規定等が定められており、その中で、第三二条第二項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との斟酌規定の解釈上、企業会計原則は、ける債権者保護の観点からも、配当可

委員名簿

(座長)	江頭憲治郎	東京大学教授
(委員)	岩作春樹 大塚宗秀 大神岸 斎藤田 森南	早稲田大学教授 東京大学教授 神戸大学教授 東京大学教授 新日本製鐵常務取締役
	雄樹 雅静 哲光 滋一 洋勝	公認会計士 京都大学教授
	田夫 雄滋 本池 菊谷	法務省法務大臣官房参事官 大蔵省証券局企業財務課長
	三範	

のと解されている。
さらに、これまでも企業会計審議会の答申及び意見書が商法の計算規定等の改正に逐次反映されるとともに、商法の計算規定の改正に合わせ企業会計原則が改訂され、商法における計算規定と企業会計との相互調整が図られてきたという経緯がある。このような経緯から、商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に関係し、両者が相まって我が国の会計実務が形成されてきたと考えられる。

3 商法における計算規定と配当規制の関係

商法には、商人一般に関する計算規定として、第三二条、第三三条、第三四条が置かれており、株式会社については、これらのほか第二八五条ノ二以

下において、資産評価、繰延資産、法定準備金等に関する規定が置かれている。

このうち資産評価規定は、

第二九〇条第一項が貸借対照表上の純資産額を基礎に配当可能利益額を算定する構造をとっていることから、配当可能利益計算すなむち配当規制の中核となつていている。

しかし、配当規制は、主として債権者保護あるいは債権者と株主との利害調整機能という商法の役割からの規制である。そこで、配当規制の方法としてはいろいろなものがありうるし、また貸借対照表上の純資産額を配当規制の基礎とするにせよ、個々の資産評価をどのように方法（時価法、原価法等）により行うかが、配当可能利益額の算定に必ずしも直結するわけではない。したがって、商法で個々の資産の評価をどういった方法により行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考えうる事柄ではないかと考えられるので、ま

だにおいて、資産評価、繰延資産、法定準備金等に関する規定が置かれている。

II 金融商品に対する時価評価の導入

1 時価評価の必要性

有価証券、デリバティブといった金融商品の多様化、価格変動リスクの拡大、取引の国際化等の状況下にあって、金融商品を原価評価する会計基準の下では、財務活動の実態が財務諸表に適切に反映されず、投資家にとって投資対象のリスクとリターンの早期把握が困難になってきていたとの指摘がある。また、企業の側においても、企業自身のリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握に際し問題があると考えられている。さらに、我が国企業の国際市場での資金調達及び海外投資家の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下で、財務諸表等の会計情報は国際的観点から比較可能性が強く求められており、デリバティブ等国際的レベルでの金融商品取引に関し、我が国の会計基準の国際的調和が喫緊の課題となっている。

デリバティブ取引、市場性のある有価証券等の金融商品については、これまで主として注記の時価情報等の提供により財務諸表の内容を補完する手続が採られてきたが、上記の基本認識に基づき、金融商品に係る企業の財務活動の実態をより適切に財務諸表に反映させていくことが必要になると考えられる。

られる。

このため、金融商品の属性に応じて、企業の財政状態を適切に表示し財務活動の成果を反映させる観点から、企業の保有する金融商品に内在するリスクとリターンを的確に財務諸表に反映させるために時価評価を導入する必要が生じてきている。これらの必要性は単に企業会計上の要請に止まるものではない。例えば、評価損益が企業の収益力や負債の返済能力に影響することも考えられ、時価の変動を適時に顕在化させていくことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請ではないかと考えられる。したがって、商法においても金融商品の時価評価が導入されることが望ましいと考えられる。

2 金融商品の時価評価を行う会社の範囲

金融商品の時価評価は、上記の通り、企業の財政状態及び経営成績をより適正に表示することを目的としており、その観点からは、会社の規模により時価評価の必要性に違いが生じることは考えられない。したがって、基本的には、すべての会社に同一の評価基準が採用されることが望ましいと考えられる。

しかしながら、利害関係者が限定されている非公開会社の場合には原価評価によつても情報提供機能が損なわれ

ない場合も多いのではないかと考えられる。また、金融商品の取引や保有が少なく、時価評価を行ってもその評価損益の重要性が乏しい会社もあるのではないかと考えられることなどから、このような会社にまで時価評価を強制しなくとも、商法の法益の観点から弊害は乏しいのではないかとの意見もある。他方、投資家保護の観点から、このように会社にまで時価評価を行つてもその評価損益は時価そのものであり、時価の値は時価そのものである。しかしながら、このように会社にまで時価評価を行つてもその評価損益は時価そのものである。このように多岐にわたる論点、例えていえば、現在の純資産額を基礎とした配当額をどうえて取引を行うものが大半である等の理由から、企業会計審議会において、会計基準として時価評価を明確化することが適切である。個々のデリバティブについて、それぞれどのような法的性質を有しているのかについては種々の議論もあるが、デリバティブが今後も多様化していく状況にあっては、デリバティブの属性を一義的に定めることはなかなか困難な問題であると考えられる。むしろ、商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第三一条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる。

3 時価評価の対象とする金融商品などのような金融商品について時価評価を行うかという問題は、具体的には、企業会計審議会において会計基準として明確化することが適当である。現行の商法の計算規定においては、流动資産、金銭債権及び有価証券（株式、債券）について評価規定が置かれ

ており、これらについて時価評価に関する規定を置く必要があるのではない。また、デリバティブについても、その価値は時価そのものであり、時価の値は時価そのものである。

また、デリバティブについても、その価値は時価そのものであり、時価の値は時価そのものである。このように多岐にわたる論点、例えていえば、現在の純資産額を基礎とした配当額をどうえて取引を行うものが大半である等の理由から、企業会計審議会において、会計基準として時価評価を明確化することが適切である。個々のデリバティブについて、それぞれどのような法的性質を有しているのかについては種々の議論もあるが、デリバティブが今後も多様化していく状況にあっては、デリバティブの属性を一義的に定めることはなかなか困難な問題であると考えられる。むしろ、商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第三一条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる。

(1) 時価評価差額の取扱い

金融商品の時価評価を行った場合に生じる評価差額については、企業会計上、これを損益計算に含めるものと貸借対照表の資本の部に何らかの項目をもつて直接掲記するものとに区別する考え方がある。前者については、一般的な配当規制の問題として今後検討す

る必要があるが、後者の会計処理方法について、評価規定が置かれ

については、さらには、利益処分や準備金等としての位置づけなど多岐にわたる論点を現行商法上どのように整理するかという問題がある。

このように多岐にわたる論点、例えていえば、現在の純資産額を基礎とした配当額をどうえて取引を行うものが大半である等の理由から、企業会計審議会において、会計基準として時価評価を明確化することが適切である。個々のデリバティブについて、それぞれどのような法的性質を有しているのかについては種々の議論もあるが、デリバティブが今後も多様化していく状況にあっては、デリバティブの属性を一義的に定めることはなかなか困難な問題であると考えられる。むしろ、商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第三一条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる。

4 時価評価差額と配当規制

商法の債権者保護の役割の観点から、あるには問題があるとの考え方がある。

したがって、時価評価の対象となる資産の範囲により配当規制を行うことの当否について検討することが必要となるものとを考えられる。

配当規制については、時価評価の対象となる資産が換金性の高い流动資産等であって企業の期間業績として捉えるべき評価損益の範囲内で時価評価が行われるならば、商法上、当該評価損益について配当規制を行わない（評価益・評価損とともに配当可能額計算に反映される）こととしても、その弊害は乏しいと考えることができるのではないかとの意見がある。

他方、上記の資産以外の評価益は配当可能利益に含まれないものとする商

法上の配当規制を、時価評価の対象となる金融商品の範囲が企業会計審議会において定められ、商法が直接定めない制度の下で敷くことは、立法技術上困難であるとの意見がある。

また、平成九年に銀行及び証券会社に含まれる評価損益をネットして評価益がある場合にこれを配当規制すると入された際には、トレーディング勘定の考え方を探らっている。このようにことから、当面は、評価損益をネットした評価益部分について配当規制を行うという考え方もある。

III 税効果会計の採用

(1) 企業会計と税務計算の差異

企業の利益は商法（企業会計）の手続を経て算出されるが、税務上の課税所得計算においては企業会計とは異なる課税所得計算が行われるものがあることから、課税所得と企業会計上の利益とに差異が生じる。

課税所得が企業会計の利益と異なる要因は、大きく分けて、(a)収益や費用の概念は同一であるが損益の帰属期間の認識が違うものと、(b)収益や費用の概念自体に違いがあるものがある。

(a)としては、減価償却費（耐用年数や償却方法の違い）、引当金の繰入れ（損金算入額の制限）、貸倒損失（事

法上の配当規制を、時価評価の対象となる金融商品の範囲が企業会計審議会において定められ、商法が直接定めない制度の下で敷くことは、立法技術上困難であるとの意見がある。

また、平成九年に銀行及び証券会社に含まれる評価損益をネットして評価益がある場合にこれを配当規制すると入された際には、トレーディング勘定の考え方を探らっている。このようにことから、当面は、評価損益をネットした評価益部分について配当規制を行うという考え方もある。

III 税効果会計の採用

(1) 企業会計と税務計算の差異

企業の利益は商法（企業会計）の手続を経て算出されるが、税務上の課税所得計算においては企業会計とは異なる課税所得計算が行われるものがあることから、課税所得と企業会計上の利益とに差異が生じる。

課税所得が企業会計の利益と異なる要因は、大きく分けて、(a)収益や費用の概念は同一であるが損益の帰属期間の認識が違うものと、(b)収益や費用の概念自体に違いがあるものがある。

(a)としては、減価償却費（耐用年数や償却方法の違い）、引当金の繰入れ（損金算入額の制限）、貸倒損失（事

実認定時点の違い、特定の資産売却益（圧縮記帳による課税の繰延べ）等がある。これらは、費用・収益の認識時期が一時的にズレるものであるため、一時差異といわれている。

(b)としては、税務上損金とならない交際費、寄付金、役員賞与等及び税務上益金とならない受取配当金等がある。これらは、その違いが永久に解消されないことから、永久差異といわれている。

(2) 税効果会計の必要性

法人税等は基本的には企業の期間利益を課税対象としているが、上記(b)の要因は期間利益とは関係しない課税であるので、その課税額は企業会計上も課税された期間に係る税額であり、特段の調整の必要性はない。

一方、(a)の要因による税金の帰属時期の差異は、企業会計上、「将来の期間利益に対応すべき税額で当期に支払うべきもの」及び「当期の利益に対応すべき税額で将来支払うもの」を生じさせる。したがって、これらの税額を調整しないと、法人税等の額が税引前当期純利益と期間的に対応せず、税引前当期純利益と税引後当期純利益の関係を歪めることにより、投資情報としての企業の当期利益の的確な把握が阻害されることとともに、適正な期間比較、企業間比較が困難となるという問題が指摘されている。また、実体的な影響として、例えば、有税による貸倒債却

や引当金の繰入れを阻害するインセンティブになっているとの指摘もある。

なお、この(a)の要因による差異は、現在でも相当の額になっていると思われるが、今後各年度の損金算入額が引き下げる場合にはますます増大していくことが考えられる。このような問題点を解消する手段として、一時差異に係る法人税額の期間帰属を企業会計に合わせることにより、企業会計上の利益が適正に表示されるよう調整する税効果会計の採用が必要である。

税効果会計は、米国、英国、ドイツ、他諸外国においても広く採用されているが、我が国では、企業会計上、連結財務諸表原則で税効果会計を適用するところが規定されているものの個別財務諸表には適用されていないので、個別財務諸表においてもこれを採用することが必要である。また、法人税額等に一時差異が発生することは商法本来の問題ではないが、税効果の調整は商法においても望ましいのではないかと考えられる。

2 繰延税金資産及び繰延税金負債 の貸借対照表能力

税効果会計の実務においては、損益計算書において一時差異に係る法人税額を納付税額に加減して当期利益を計算するとともに、当該調整額を貸借対照表の資産又は負債に計上する。その際、前払税金に相当する「将来の期間利益に対応すべき税額で当期に支払う

べきもの」と未払税金に相当する「当期の利益に対応すべき税額で将来支払うもの」とをネットし、その残高が借方にあるときは「繰延税金資産」の項目で貸借対照表の資産の部に計上さ

れ、また、貸方にあるときは「繰延税金負債」の項目で貸借対照表の負債の部に計上される。

企業会計においては、繰延税金資産は前払税金に相当する税金を将来減少させる効果があり、繰延税金負債は未払税金に相当する税金を将来増加させる効果があると認められるところから、一般的に資産性・負債性があると考へられており、すでに、連結財務諸表作成に当たっては税効果会計に適用することとされている。ただし、個別財務諸表においては税効果会計が適用されないことから、商法上も繰延税金資産及び繰延税金負債を貸借対照表に計上することは行われていない。

今後、商法の計算書類も含め個別財務諸表において税効果会計を採用することとする場合には、まず、連結財務諸表のみならず個別財務諸表を含め、企業会計上の基準を明確化することが必要である。企業会計上の税効果会計に関する会計基準において、繰延税金の時価評価の導入及び税効果会計の採用の問題について、商法と企業会計の調整についての検討結果を取りまとめたが、今後さらに商法及び企業会計において調整を図ることが必要となる問題が生じた場合には、必要に応じて商法と企業会計の調整について検討していくことが望まれる。

に、これらを貸借対照表に計上することができるものと解される。

3 税効果会計を適用する会社の範囲

企業会計上税効果会計が採用され、繰延税金資産及び繰延税金負債の資産性・負債性が明らかにされた場合には、すべての会社において、商法上も商品の時価評価を行う会社の範囲と同様、公開会社については商法上も税効果会計の適用が強制されると解するところが適当と考えられる。

4 配当規制

繰延税金資産及び繰延税金負債の性格について、会計基準と同様に商法上も法人税等の前払い又は未払いとして通常の資産・負債と変わらないと解釈されるならば、特に配当規制を行う必要はないのではないかと考えられる。

おわりに

本研究会では、ひとまず、金融商品の時価評価の導入及び税効果会計の採用の問題について、商法と企業会計の

調整についての検討結果を取りまとめたが、今後さらに商法及び企業会計において調整を図ることが必要となる問題が生じた場合には、必要に応じて商法と企業会計の調整について検討していくことが望まれる。

我が国企業のカテゴリー

未定稿

【連結】

【個別】

① 上場企業 約3,900社

② 金商法開示企業
((①以外) 約1,000社

③ 会社法大会社
(資本金5億円以上、又は負債総額200億円)
有価証券報告書提出会社(①、②)以外の
約10,000社から
①、②に含まれるものとの数を除く

④ ①、②、③以外の株式会社
約250万社
①、②、③に含まれるものとの数を除く

日本基準

(中小指針)

会計士の監査義務あり

会計士の監査義務なし

主要国の開示財務書類（連結・単体）の会計基準（上場会社）

連結	IFRS を強制適用		IFRS を採用していない	
	各国基準	IFRS と各国基準との選択	IFRS の太字又は一部を採用/IFRS へ移行中	IFRS を採用してない
単体	該当国	ドイツ (注1) フランス スペイン (注2)	オランダ イギリス (注3) 香港 (注3) イタリア (注5)	オーストラリア シンガポール (注6) 韓国 (注7) 中国 (注8) インド (注9) カナダ (注10)

(注)

1. **白抜き**を付した国については、単体財務諸表（監査済）を本国の取引所等で公衆縦覧していることが、EDINET で確認ができるもの。
2. 上記のほか、オーストリア、ベルギー、ハンガリー、ルーマニア、スウェーデンがある。
3. 単体財務書類について、イギリスは、貸借対照表のみ、株主持分変動表のみ、香港は、貸借対照表のみをそれぞれ求めている。
4. 上記のほか、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルグ、ポーランド、スロバキア、リヒテンシュタイン、ノルウェーがある。
5. 上記のほか、ブルガリア、キプロス、チェコ、エストニア、ラトビア、ギリシャ、マルタ、スロバキア、アイスランドがある。
6. シンガポールは、一部を除き、IFRS を採用。
7. 韓国は、2011年までにIFRS を翻訳して採用する予定。
8. 中国は、一部を除き、IFRS を翻訳して採用。
9. インドは、2011年までにIFRS を採用予定。
10. カナダは、2011年までにIFRS を採用予定。

金融危機をうけた基準設定主体の対応等

2008年4月 金融安定化フォーラム（F S F）報告書

- 國際会計基準審議会（I A S B）に対し下記を要請
 - 市場が活発でない状況における金融商品の測定に関する指針を充実する。このため、I A S Bは専門家の助言パネルを設置すること。
 - 公正価値の測定及び測定に当たって用いられた手法、及び不確実性の開示を充実するよう、基準を強化すること。
 - 早急にオフバランスシート事業体に関する会計及び開示の基準を改良させるとともに、国際的なコンバージェンスに向けて他の基準設定主体と協力すること。

2008年4月 G 7声明

- F S F報告書を支持し、早期実施を勧告

2008年10月 F S F報告書（フォローアップ）

- 再度迅速な対応を要請

F S F報告書を受けた I A S Bの対応

- オフバランスシート事業体についての円卓会議を開催。連結については2008年内、認識の中止については2009年前半までに公開草案を公表予定。
- 公正価値の測定等に関する専門家の助言パネルを設置。9月に当該パネルの議論を取り纏めた報告書案を公表。10月には教育的指針を公表。
- 金融商品の開示につき、10月に公開草案を公表。
- I A S Bと米国財務会計基準審議会（F A S B）は、下記の共同取組を発表。
 - 諮問グループの設置。
 - 世界3拠点での円卓会議の開催。
 - 金融商品会計における長期的な協力。

2008年11月 G 20首脳宣言・行動計画

- 2009年3月31日までの行動計画
 - 金融機関の複雑な金融商品の義務的開示強化すること。
 - 市場の混乱時における、証券の価格評価のガイダンスを強化すること。
 - 非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処すること。
 - 国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化すること。
- 中期的措置
 - 世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設すること。

G 7・G 20・金融安定化フォーラムの動き（仮訳・抜粋）

2008年4月11日 金融安定化フォーラム「市場と制度の強靭性の強化に関するF S F報告書」提言

III. 透明性・価格評価の強化

2. オフバランス機関に対する会計・開示基準

- 著しく大きなオフバランスのエクスポージャーが蓄積され、その後それが露見したことにより、オフバランス機関に対する取り扱いと、それらにより金融機関がさらされるリスクについて、明瞭性が必要であることが明らかとなった。
- ・国際会計基準審議会（IASB）は、オフバランス機関に対する会計・開示基準を加速度的に改善するとともに、国際的なコンバージェンスに向けて、他の基準設定機関と協力すべきである。

3. 価格評価

今回の市場の混乱により、価格評価の実務及び開示における潜在的な脆弱性と、市場が存在しないような状況下における公正価値評価が困難であることが明らかとなった。国際的な基準設定機関は、評価に関する会計・開示・監査のガイダンスを拡充させるべきである。金融機関における評価プロセス及び関連する監督上のガイダンスは強化されるべきである。この論点に対応すべく、

- ・IASBは、評価、評価手法及び評価に伴う不確実性に関する開示を向上させるべく、基準を強化する。
- ・IASBは、市場が活発でなくなった場合における金融商品の価格評価に関するガイダンスを拡充する。これに向けて、2008年中に専門家によるアドバイザリーパネルを設立する。

2008年4月11日 7か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明

F S F報告書のうち100日以内に実行しなければならない優先順位の高い勧告を特定

- ・IASB及びその他の基準設定機関は、オフバランス関連会社に対する会計及び情報開示の基準を改善するとともに、特に市場が緊張下にある場合の金融商品の評価について、時価評価会計のガイダンスを向上させるため、迅速に行動を開始すべき。

2008年10月10日 金融安定化フォーラム「市場と制度の強靭性の強化に関するF S F報告書：実施状況についてのフォローアップ」（要旨）

2. 透明性と価格評価の向上

2. 2 オフバランス機関に対する会計・開示基準

- IASBは特別目的事業体を含めたオフバランス機関に対する新たな基準を開発しているところであり、円卓会議を開催、2008年中に意見を集め、2009年中に新たな基準を公表予定。
- 米国財務会計基準審議会（FASB）は資産証券化に関する特別目的事業体の連結と開示に関する変更を含む3つの提案を公表。新基準は2010年の会計年度から、開示は2008年末から適用となる。

2. 3 価格評価

- IASBは専門家パネルを設置。9月に当該パネルの議論を取り纏めた報告書案を公表。10月には最終報告書を公表予定。
IASBは流動性を失った市場においては、公正価値の評価にあたり、多くの情報を考慮されるべきと示唆。経営者には基準の範囲内で適切な判断が求められ、モデルは定期的に見直されなければいけない。
10月には専門家パネルの内容を受け、IFRS7号改訂の公開草案公表を計画。
- 米国証券取引委員会（SEC）とFASBは、関係者の理解を深めるべく公正価値の基準の明確化等の施策を行なっており、その内容はIFRSと整合的なものである。
- F S Fはこれらの努力を認識し、非流動的な市場での商品の価格評価に関する更なる改善と収斂の加速化を要求する。
- バーゼル委員会（BCBS）は銀行のコーポレートガバナンスと価格評価プロセス統制についての監督査定の改善を進めている。ピラー3とバーゼルIIに係る開示の改善提案を2008年末までに公表予定である。
- 国際監査・保証基準審議会（I AASB）はF S F提言に対応するための公正価値監査に関する特別委員会を立ち上げ、また、6大監査法人とも協働。10月には現状の市場環境における公正価値監査への対応を示した監査実務への警告を発表し、2008年に発表された国際監査基準540号の改善された監査アプローチを示している。さらに、10月中に教育的会合を開催し、2008年から2009年にかけて情報の質や価値評価の実例などの改善を行なう。

2008年11月15日 G20金融・世界経済に関する首脳会合 宣言

閣僚及び専門家への指示

我々は、財務大臣に対し、以下の特定の分野において追加的な提言を策定するよう要請する。

- ・規制政策における景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）を緩和する。
- ・市場の混乱時において特に、複雑な証券について、国際会計基準を見直し、調整する。

2009年4月30日までに、再び会合する。

2008年11月15日 G20改革のための原則を実行するための行動計画

透明性及び説明責任の強化

2009年3月31日までの当面の措置

- ・世界の主要な会計基準設定主体は、特に市場の混乱時における、複雑な流動性のない商品の価格評価も考慮に入れて、証券の価格評価のガイダンスを強化するための作業を行う。
- ・会計基準設定主体は非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処するための作業を大きく進展させる。
- ・金融の安定を促進する観点から、特に透明性、説明責任、及びこの独立主体と関係当局との適切な関係を確保するために、その構成員の見直しを含め、国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化する。

中期的措置

- ・世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設することを目的に、精力的に作業を行う。
- ・規制当局、監督当局及び会計基準設定主体は、状況に応じ、質の高い会計基準の一貫した適用及び実施を確保するため、相互に、また民間セクターと継続的に協力して作業をする。

健全な規制の拡大

2009年3月31日までの当面の措置

IMF、拡大されたFSF、及びその他の規制当局・主体は、景気循環の増幅効果（プロシクリカリティ）を緩和するための提言をとりまとめる。右は、価格評価とレバレッジ、銀行の自己資本、役員報酬、引当金に関する慣行が景気循環のトレンドをいかに増幅させ得るかについての検討を含む。

生活対策

(平成 20 年 10 月 30 日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、
経済対策閣僚会議合同会議) (抄)

〈第2の重点分野〉金融・経済の安定化

4. 金融資本市場安定対策

○適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート

・国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値(時価)の算定方法
の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査
での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の
変更に関する迅速な検討を支持する。

2008年11月15日

危機の克服
麻生太郎の提案
—短期、中期、長期の対策—
(一部抜粋)

1. 短期的な金融市場安定化策

—公正な価格評価と、信頼できる基準に基づいた不良債権の早期開示と、バランスシートからの切り離し。

2. 中期的な金融危機防止策

—各国の会計基準を収斂する作業が、国際会計基準審議会を中心に進められているが、この作業に、当局、企業、投資家等の関係者が関与することで、客観的な、かつ公正な基準作りが迅速に進められるべき。

金融・世界経済に関する首脳会合 宣言（骨子）

2008年11月15日 米国ワシントンDC

現在の危機の根本的な原因

- 高い経済成長、資本フローの伸び、長期にわたる安定が続いた間に、市場参加者はリスクを適正に評価せず、高利回りを求め、適切なデュー・デリジェンスを怠っていた。
- 脆弱な引受け基準、不健全なリスク管理慣行、複雑で不透明な金融商品及び過度のレバレッジがシステムを脆弱にした。
- いくつかの先進国では、政策立案者、規制・監督当局はリスクを適切に評価せず、金融の技術革新に追いついていなかった。
- 背後にある主な要素は、一貫性と調整の欠けたマクロ経済政策と不十分な構造改革などであり、これらが世界的マクロ経済上の持続不可能な結果を導いた。

とられた措置及びとるべき措置（略）

金融市场の改革のための共通原則

- 危機の再発を防止するため、金融市场と規制枠組みを強化する改革を実施。規制当局間の国際連携、国際基準の強化及びその一貫した実施が必要。金融機関もまた混乱の責任を負い、その克服のための役割を果たす。
- 以下の改革のための共通原則と整合的な政策の実施にコミット。

市場の透明性及び金融機関の説明責任の強化：

- 複雑な金融商品に関する義務的開示の拡大、金融機関の財務状況の十分かつ正確な開示の確保を含め、金融市场の透明性を強化。
- 過度のリスク・テイクを回避するようインセンティブを調整。

健全な規制の向上：

- すべての金融市场・商品・参加者が、状況に応じて適切な場合は規制され、あるいは監督の対象となることを確保。
- 強化された国際的行動規範に整合的に信用格付会社に対する強力な監督を実施。
- 規制枠組みを景気循環に対してより効果的にする。
- 国内規制制度に関する透明性の高い審査にコミット。

金融市场における公正性の促進：

- 投資家・消費者保護を強化。
- 利益相反を回避。
- 不法な相場操縦、詐欺行為、濫用を防止。
- 非協力的な国・地域から生じる不正な金融リスクへ対抗。

国際連携の強化：

- 各国・地域の規制当局が規制、その他の措置を整合的に策定するよう要請。
- 規制当局は、国境を越える資本フローを含め、金融市場のすべての部門において、協調と連携を強化。
- 規制当局等は、優先課題として危機の予防・管理・破綻処理のための連携を強化。

国際金融機関の改革：

- 世界経済における経済的比重の変化を適切に反映するようブレトン・ウッズ機関の改革推進にコミット。
- 最貧国を含め新興国・途上国がより大きな発言権と代表権を持つ。
- 金融安定化フォーラム（F S F）は加盟国を新興国に早急に拡大。

閣僚及び専門家への指示

- 財務大臣に対し、G 2 0 指導国（伯、英、韓）の調整により、原則実施のプロセス及びスケジュールの開始を指示。
- 2009 年 3 月 31 日までに完了すべき優先的措置を含め、原則実施のための具体的措置のリストが添付の行動計画。
- 他の国・地域や既存の機関と協議し、専門家の提言も踏まえ、財務大臣に対し、以下の分野を含む追加的な提言の策定を要請。
 - 規制政策における景気循環増幅効果の緩和。
 - 市場混乱時の複雑な証券についての国際会計基準の見直しと調整。
 - 信用デリバティブ市場の強靭性と透明性の強化及びシステム・リスク軽減。
 - リスク・テイクと技術革新へのインセンティブに関する報酬慣行の見直し。
 - 国際金融機関の権限、ガバナンス及び資金需要の検討。
 - システム上重要な機関の範囲を定義し、その適切な規制・監督の決定。
- 我々は、金融システム改革におけるG 2 0 の役割にかんがみ、今次原則と決定の実施をレビューするため、2009 年 4 月 30 日までに再び会合する。

開放的な世界経済へのコミットメント (略)

(了)

首脳宣言の行動計画のポイント

「行動計画」は、首脳宣言の添付文書として、首脳から財務大臣に指示された47項目の行動をまとめたもの。2009年3月末までの当面の措置と、中期的措置に分けて列記されている。行動計画の構成及び主要項目は以下のとおり。

市場の透明性及び金融機関の説明責任の強化

○2009年3月末までの当面の措置

- ・市場混乱時における証券化商品等の評価に関するガイダンスの強化
- ・非連結特別目的会社の会計・開示基準の見直し
- ・複雑な金融商品に係る、金融機関による開示の強化
- ・国際会計基準設定主体におけるガバナンス強化
- ・ヘッジファンド等に関する統一的なベスト・プラクティスの提案

○中期的措置

- ・単一の、質の高い国際会計基準の創設に向けた作業
- ・質の高い会計基準の一貫した適用確保
- ・国際的なベスト・プラクティスに基づいたリスク開示の強化

健全な規制の向上

規制枠組み

○2009年3月末までの当面の措置

- ・プロシクリカリティ緩和のための提言策定

○中期的措置

- ・規制体系の見直し・報告、FSAPの実施
- ・銀行・証券・保険間の規制の相違の見直し、現状規制されていない機関・商品・市場に対する監督強化
- ・破綻処理制度、破産法制の見直し
- ・自己資本の定義の調和

健全性に関する監督

○2009年3月末までの当面の措置

- ・格付会社による国際的な規範の遵守の確保（利益相反の回避、開示の強化、複雑な証券化商品に対する格付の区別）
- ・格付会社による規範の遵守状況のレビュー
- ・十分な資本水準の確保。証券化商品や証券化業務に関する資本要件の強化。
- ・CDS及びOTCデリバティブ取引のシステム・リスク軽減（取引所取引・電子取引基盤の支持、市場の透明性向上、取引増大へのインフラ対応）

○中期的措置

- ・公開格付を付与する格付会社に対する登録制の導入
- ・国際的に調和した流動性監督、中銀による流動性供給

リスク管理

○2009年3月末までの当面の措置

- ・国際的なベスト・プラクティス強化に沿った銀行のリスク管理の強化
- ・流動性リスク管理の見直し

- ・集中リスク、カウンター・パーティ・リスクの適切な把握
- ・ストレスに対するリスク管理モデルの見直し
- ・ストレス・テスト・モデルの見直し
- ・報酬体系の見直し
- ・証券化商品及び証券化業務に関する有効なリスク管理及びデュー・デリジェンスの実施

○中期的対応

- ・金融市場・金融商品の発展・技術革新への対応
- ・資産価値の変化及びそのマクロ経済・金融システムへの影響の監視

金融市場における公正性の促進

○2009年3月末までの当面の措置

- ・当局間の規制上の協力強化
- ・市場の安定への脅威に関する情報交換の促進
- ・市場における不正行為に係る規制の見直し、国際協力の強化

○中期的措置

- ・不正な金融活動を行う非協力的で不透明な地域からの国際金融システムの保護
- ・FATFのマネーロンダリング、テロ資金に対する作業の継続
- ・OECD等における税務情報交換の取組みの継続

国際連携の強化

○2009年3月末までの当面の措置

- ・国境を越えて活動する大手金融機関に対する監督力レッジの設立
- ・包括的なコンタクト・リストの作成等、国際的な危機管理体制の強化

○中期的措置

- ・会計基準、監査、預金保険等の規制実務の統一化に向けた情報収集
- ・市場の安定・信頼回復のための一時的な措置の適切な解消

国際金融機関の改革

○2009年3月末までの当面の措置

- ・金融安定化フォーラム(FSF)のメンバーシップ拡大
- ・IMFとFSFとの協働と機能強化
- ・FSFとの連携の下、IMFによる危機の教訓の整理
- ・IMF、世銀等の国際金融機関の資金基盤のレビュー、必要に応じた増資と加盟国のニーズに合った融資制度の見直し
- ・新興市場国・途上国の信用へのアクセスの回復
- ・国際開発金融機関による支援の仕組みの確保

○中期的措置

- ・世界経済の経済的比重の変化をより適切に反映したブレトンウッズ機関の抜本的改革
- ・IMFによる各国金融セクター監視の強化
- ・IMF等による新興市場国・途上国のために規制の策定・実施の能力構築プログラムの提供

平成20年11月13日
金融庁

IOSCO(証券監督者国際機構)による「IOSCOのG20サミットに対する公開書簡」公表について

IOSCO(証券監督者国際機構)は、11月12日、「IOSCOのG20サミットに対する公開書簡」と題するプレスリリースを公表しました。

本公開書簡は、15日に予定されているG20サミットに向けてIOSCOとしてメッセージを発信することを目的として、会計基準とガバナンス、信用危機時の投資家の信頼促進のための取組み、市場・金融商品の透明性、信用格付機関の監視について、IOSCOの現在までの作業や今後の方針等について述べています。

内容については、下記をご覧ください。

- [\[PDF\] プレスリリース\(日本語訳\) \(PDF:81K\)](#)
- [\[PDF\] IOSCOのG20に向けた公開書簡・声明文\(日本語訳、声明文についてはポイントのみ\) \(PDF:143K\)](#)
- [\[PDF\] プレスリリース\(原文\) \(PDF:43K\)](#)
- [\[PDF\] IOSCOのG20に向けた公開書簡・声明文\(原文\) \(PDF:92K\)](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局総務課国際室国際証券係
(内線3164)

IOSCO プレスリリース：IOSCO の G20 サミットに対する公開書簡

マドリッド

2008 年 11 月 12 日

証券監督者国際機構（IOSCO）は本日、G20 各国首脳が現下の金融危機から国際的に発生している諸課題に対処するため参集する取組みを歓迎し、その規制的解決策を策定するための支援を行う意志を強めた。

ジェーン・ディプロック（IOSCO 理事会議長）、クリストファー・コックス（IOSCO 専門委員会議長）及びギレルモ・ライン（IOSCO 新興市場委員会議長）によつて署名された G20 フォーラム宛の公開書簡の中で、IOSCO 理事会、専門委員会、新興市場委員会の各議長は、現下の危機を解決するためには、必要な規制や法制的変更を行う政治的意志に支えられながら、金融規制当局と政策担当者の間で協力と調整を行っていくことが極めて重要であると言明している。

加えて、IOSCO は、国際資本市場の現下の危機に対応して、一般的な規制上の国際的解決策を政策担当者が策定し実施するのを助けるために必要な国際的な広がりと技術的専門知識を提供する。

IOSCO は、強力な証券に関する枠組みのための強固な基礎を既に築いている。IOSCO によって策定された証券規制の目的と原則（IOSCO 原則）は全ての証券市場に対してのベンチマークとして認識されている。その一方で、IOSCO の多国間情報交換枠組み（MMoU）は、クロスボーダーの執行協力を強化する、また規制当局が情報交換を行うことを可能とする際の手段となっている。

書簡は、全ての国において IOSCO 原則が実施されること、MMoU に署名をするための法制的要件が全ての当局において実施されることが確保されるように、政治的意志を活性化することを求めている。

書簡は、現在の危機に際して、規制のギャップ、特に国際市場において規制されていない部分と規制されている部分とによって現れるギャップは埋められる必要があり、IOSCO はそれを達成するために適切な機関であると指摘している。また、金融規制構造が未だに国レベルである一方で、多くの国によって継続的な国際的な解決策が求められていることが次第により明らかになっている。

高い質の証券規制のための既存の原則の上に立って、危機によって明らかにされたいいくつかの規制のギャップに対処するための方法を既に IOSCO は検討している。その作業は以下が含まれる。

- 国際会計基準と、公開会社による報告について責任を持つ国内当局のコミュニティに対しての基準設定者の説明責任
- クロスボーダーの執行協力を強化すること、また現状の市場状況下における濫用的な空売りの懸念に対処することなどの手法を通じて、投資家の信頼を築くこと
- 市場における透明性及び金融商品に関する開示
- IOSCO 信用格付機関の基本行動規範を通じた、信用格付機関の規制当局のための国際的な規範を確立すること、そして協力して監視と検査を行うことを通じて信用格付機関の規範の遵守を促進すること

2008年11月12日

マリオ・ドラギ
金融安定化フォーラム議長
ギド・マンテガ
ブラジル財務大臣
ヘンリック・メイレル
ブラジル中央銀行総裁

親愛なるドラギ様、マンテガ様、そしてメイレル様

11月15日ワシントンD.Cにて、G20各国首脳が現在の金融危機に対処する方策や将来の危機を減ずる方法を議論するために参集することと、私達は理解しています。私達は、国際的にこれらの課題について検討する取組みを称賛し、証券監督者国際機構（IOSCO）を代表して、共通の規制的解決策を模索するに当たっての私達の支援を提供します。

資本市場は世界経済において重要な役割を果たします。投資家の信頼と透明性が、これらの市場の成功と流動性について必須のものであり、証券規制当局がその信頼の保護者であると、IOSCOは長く認識してきました。同時に、IOSCOは規制が自由市場の便益を埋没させるべきではない、市場が適切に機能するためには柔軟性が求められるということも理解しています。IOSCOは、豊富な専門知識と、証券市場の役割と規制についての理解を共に持ち合わせています。そして、IOSCOは証券規制についての規範を確立し、証券規制機関に対しての先導的な政策フォーラムとして機能しています。その広いメンバーシップは世界の資本市場の95%以上を規制しています。

IOSCOは、強力な証券規制の枠組みにおいて、既に強固な基盤を敷いています。1998年に、包括的な証券規制の目的と原則（IOSCO原則）を採択しました。その原則は、今日では全ての証券市場の国際的な規制のベンチマークとなっています。また、2002年には、国際化に照らして、証券法・規制の執行に関して、世界の証券規制当局の間でクロスボーダーの協力と情報交換を促進するために、多国間情報交換枠組み（IOSCO MOU）を開発しました。

これらの原則は、クロスボーダーの規制と執行の協力を促進し、国際的なシステムミックリスクを減らし、投資家を保護し、公正で効率的な証券市場を確保

するための主要な手段として考えられています。IOSCOは、幅広いメンバーシップによるこれらの原則の効果的な実施について力を入れて取り組んでいます。しかし、例え法制面の変更が必要であっても、IOSCO原則が全ての国において実施され、全ての証券規制当局が IOSCO MOU に署名することを確保するために、政治的意志が活性化されなくてはなりません。

危機に直面して、例えば、ある種の非規制商品と規制下にある商品との間にこのような規制のギャップが埋められなくてならない、ということが明らかになってきています。金融規制構造は未だに国レベルのものである一方、多くの国から一貫性のある国際的な解決策が求められていることも次第により明らかになってきています。その技術的な専門知識、規制当局のネットワーク、そして国際金融コミュニティに対する関係性を前提とすると、IOSCOは、証券市場と市場仲介者の監督に關係しているため、共通の規制の原則について検討し、適切な部分においては考案することに適した立場にいます。

高い質の証券規制のための既存の原則の上に立って、IOSCOは既に現在の危機によって浮き彫りにされた規制のギャップに対処し、金融市場の回復を促進するための方法について検討しています。特に、IOSCOは、以下の事項を含む証券規制当局の領域の作業に焦点を当てています。

- 国際会計基準と、公開会社による報告について責任を持つ国内当局のコミュニティに対しての基準設定者の説明責任
- クロスボーダーの執行協力を強化すること、また現状の市場状況下における濫用的な空売りの懸念に対処することなどの手法を通じて、投資家の信頼を築くこと
- 市場における透明性及び金融商品に関する開示
- IOSCO 信用格付機関の基本行動規範を通じた、信用格付機関の規制当局のための国際的な規範を確立すること、そして協力して監視と検査を行うことを通じて信用格付機関の規範の遵守を促進すること

添付は、今まで IOSCO がこれらの領域において行ってきた作業及び今後取り組まれる追加的なイニシアティブをまとめた声明です。

この現在の危機を解決するためには、必要な規制の作成・法制的な変更を行うという政治的な意思に支えられながら、金融規制当局及び政策策定者間での協力と調整をしていくことが決定的に重要です。これらの課題を国際的な議論

の前面に出した G20 の指導者の取組みに感謝し、私達の技術的専門知識とより整備されたインフラストラクチャーを、共通の規制的解決策を考慮するのに利用されることを期待します。もし、より一層議論するための時間を設定したいとお考えであれば、グレッグ・タンザー IOSCO 事務局長と連絡を御取りください。

ジェーン・ディプロック
ニュージーランド証券委員会委員長
IOSCO 理事会議長

クリストファー・コックス
米国証券取引委員会委員長
IOSCO 専門委員会議長

ギレルモ・ラレイン
チリ証券・保険監督局委員長
IOSCO 新興市場委員会議長

会計基準とガバナンスに関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、資本市場と会計基準に責任を有する監督当局のコミュニティとして、高品質な会計基準の開発と執行へのコミットメントを改めて確認する。
- IOSCO は、透明性があり、公正性を確保し、資本形成を助け、金融安定化と整合する会計基準を強く支持する。
- IOSCO は、堅固で、国際的に受け入れられ、整合的に適用される財務報告の基準を実現する。こうした観点から、国際会計基準審議会（IASB）により開発された国際会計基準（IFRS）を支持する。このため、基準設定プロセスは、説明責任を果たすとともに、適切な協議プロセスを経ることが必要である。
- 投資家に透明性を供する高品質な基準の開発と保守の仕事は、IASB を含む基準設定主体によっている。不当な政治的圧力を受けず、全ての利害関係者の見解を考慮に入れた独立した判断を行なうことを通じて、高品質な基準を策定しうる。
- IOSCO は、IASB が投資家保護に資する会計基準を策定することを確保しつつ、その独立性と誠実性を守るために、国際会計基準委員会財団（IASCF）と共に、世界の資本当局に対して IASB と IASCF が説明責任を果たすために、モニタリングボードを構築することに向けて協力している。
- モニタリングボードと IASCF の覚書（MOU）は今後数週間のうちに発効する予定である。
- モニタリングボードは、金融庁、米証券取引委員会、欧州委員会及び IOSCO がメンバーとなることが予定されているが、IASB の監視について IASCF 評議員と協議し、助言を与えるとともに、評議員の人選の承認をすることになろう。
- IOSCO は、金融危機対応においては特に各国当局が協力することが重要と考えており、会計基準が協調がとれた形で適用されるとともに、各国当局が協力して執行に当たることを支持する。

信用危機における投資家の信頼を促進するための取組みに関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、投資家の信頼を確保するため、空売り規制や執行支援を含め、国際的協力を通じて資本市場の国内規制の有効性を向上させるための取組みを再確認した。

空売り

- 最近の数週間において、多くの IOSCO メンバーは、その市場において空売りに関する投資家の懸念に対処してきた。
- IOSCO のメンバーは、濫用的な空売りの可能性を最小限にするため、対策をとり、または既存の施策を再確認した。
- 加えて、2003 年に IOSCO 専門委員会が公表した空売りに関する透明性についての報告書をアップデートすることを計画している。この作業は、最近の規制の対応の実効性や、適正な空売り行為を抑えこむことなしに、相場操縦的な空売りを抑制する策として、報告、受渡し、事前の借入要件を含めて、空売りに関して原則を確立するかどうか、について検討する。
- また、証券の貸付け、ヘッジ取引、そして資本形成や市場の変動を減らすことに貢献するその他の種類の取引が悪影響を及ぼされないようにする方策について検討する。

執行協力

- IOSCO は 1998 年の IOSCO 原則の採択、2002 年の情報交換のためのマルチ MOU (多国間情報交換枠組み) の創設などを経ながら、執行協力に成功してきた歴史を持っている。
- その成功にも係らず、現在の広範囲に及ぶ現在の危機の性質は、継続的にさらに執行協力の枠組みを拡大していく必要を浮き彫りにしている。
- IOSCO はその全てのメンバーに MOU が要求する国際執行協力の最低限の基準を満たすようになるように努めている。
- その一方で、IOSCO は不正と違反に対して対処する新しい手法を模索している。例えば、他国の当局のために、クロスボーダー証券規制違反を通じて取得された資産を凍結するメカニズムの開発などである。IOSCO は、クロスボーダーの執行を強化するためのツールを規制当局に用意するために必要な措置を政府に取るよう促している。

市場と金融商品の透明性に関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、投資判断における投資家の信頼を適切に機能させるために、市場と金融商品の透明性が重要であることを長い間認識してきた。
- IOSCO は、1998 年に国際的な開示基準、そしてそれを補足するために 2007 年に債務証券のクロスボーダー取引等に関する国際的な開示原則を公表し、国際間の情報比較性の向上を図ってきた。
- 金融危機において、店頭で取引されるデリバティブなどの、規制されない金融商品についてのシステム的な問題が急速に表面化し、早急に何らかの指針等を要している。
- IOSCO は、多くの国で規制されない金融商品が金融危機に深く関わっていることを認識しており、各国において法的な変更も考慮されると思われる。
- IOSCO は、透明性の向上等によるこれらの店頭で取引されるデリバティブやその他の金融商品の質の向上について、公開市場で取引される金融商品との関係等も考慮しつつ、早急に検討を始める。
- 透明性に関連して、IOSCO は商品市場の発展と公設市場における政府系ファンドの役割に関するタスクフォースをそれぞれ立ち上げた。

格付機関の監視に関する IOSCO のステートメント（ポイント）

- IOSCO は、格付機関に関する懸念を継続的に表明している。
- 2008 年 6 月、IOSCO は、格付機関の活動に対する懸念を表明し、「ストラクチャード・ファイナンス市場における格付機関の役割に関する報告書」を公表すると共に、「信用格付機関の基本行動規範」を改訂した。
- IOSCO は、行動規範を実効性あるものとするためには、行動規範に予定されているとおり格付機関が採用した上で公表しなければならず、また規制当局がそれらの公表の真実性を決定すべきであると考える。
- 9 月に IOSCO は、格付機関の国際的モニタリングを改善し、ストラクチャード・ファイナンス市場の機能不全の原因となった問題に対処するための 4 つの方法を提示した。
 - ☆ IOSCO は、信用格付機関の活動を監視する上で、国際的に整合的な手法を支持。
 - ☆ IOSCO 信用格付機関タスクフォースは、各当局が行動規範に関する格付機関への監視について協調するための仕組みの開発に取組む。
 - ☆ タスクフォースは、改訂行動規範の採用状況をレビューし、2009 年 1 月に、調査結果を公表予定。
 - ☆ タスクフォースは、信用格付機関と議論し、国際的なモニタリング・ボディーの設置の可能性について検証する予定。

平成20年10月28日
金融庁

IOSCO(証券監督者国際機構)による「会計基準の開発と執行に関する声明」の公表について

IOSCO(証券監督者国際機構)は、10月21日、「IOSCO専門委員会の会計基準の開発と執行に関する声明」(IOSCO Technical Committee Statement on Accounting Standards Development and Enforcement)を公表しました。

本声明は、IOSCO専門委員会のメンバー国が、IASB(国際会計基準審議会)とFASB(米国財務会計基準審議会)が、通常の手続きを短縮し、信用危機に関する課題への対応に対し、共同行動を発表したことなどを支持し、日本の企業会計基準委員会とカナダの会計基準審議会がとった重要なステップを認識すること等を内容とするものです。

内容については、下記をご覧ください。

- [声明\(日本語訳\) \(PDF:83K\)](#)
- [声明\(原文\)](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)
総務企画局企業開示課
(内線3811、3663)

2008年10月21日

証券監督者国際機構（IOSCO）による 会計基準の開発と執行に関するステートメント

証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、現在の金融危機との関係において会計基準が果たす重要な役割に関する議論を踏まえるとともに、資本市場の適切な運営に向けた財務報告基準の重要性を勘案し、資本市場と会計に責任を有する当局の団体として、高品質な会計基準の開発と執行に対する我々のコミットメントを改めて確認する。

公開企業の会計基準は、投資家が十分な情報を得た上で投資判断をすることが可能となるよう、明瞭、正確かつ有用な情報を提供するものでなければならない。この目標を推し進めていくことは、財務諸表及び資本市場に対する投資家の信頼を向上させることにつながる。我々は、投資家に透明性をもたらし、市場の健全性を維持し、資本の形成を促進し、金融の安定性と整合する会計基準を強く支持する。

投資家に透明性をもたらす高品質な基準の開発と維持にかかる任務は、その重要な部分を独立の会計基準設定主体に依存している。このため、我々は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が、加速されたデュープロセスに従って、信用危機に関する課題に対応するための共同の措置を発表したことを支持する。我々は、IASB及びFASBが、全ての利害関係者からインプットを求めようとしていることを歓迎するとともに、高品質でグローバルな解決方法を見出すために、迅速かつ厳格さをもって、共同作業に努めていることを賞賛したい。我々は、公正価値の測定と、資産の振替に関して、日本の企業会計基準委員会とカナダの会計基準審議会が取った重要な取組についても認識している。

基準設定主体が自らのスキル、経験及びデュープロセスに基づき、独立の判断を行使することができる場合に、高品質な会計基準が開発される可能性が最も高い。このため、我々は、資本市場当局の団体として、会計基準設定主体が役割を果たすことを支持する用意がある。また、我々は、国際会計基準委員会財団の評議員が自身及びIASBの説明責任、正統性、独立性を強化しようとする取組を強く支持する。

我々は、グローバルな市場において、特に危機下にあっては、協調的な手法が必要であるという考え方を支持する。我々は、基準設定主体により策定される基準が調和の取れた形で適用されるとともに、協力して執行がされることを支持していく旨を確認する。

国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)

金融危機に対応した円卓会議

- 金融危機を受けた IASB と FASB が共同で行なう取り組みの一環。
 - 金融危機を受け、IASB と FASB は共同の取り組みを加速するべく、下記を公表。(10/20)
 - ✧ ハイレベル諮問グループの構築。
 - ✧ 世界円卓会議の開催。
 - ✧ 金融商品会計に関する長期的な解決法の協働。
 - ロンドン(11/14)、米国ノーウォーク(11/25)、東京(12/3)の世界三拠点で開催。
 - IASB 及び FASB の両ボードが幅広い関係者から現在の会計基準に対する意見を求めるもの。
 - 会議参加者は、各国当局、会計士協会、監査法人、金融機関等。
- 会議では、金融商品会計に関する個別論点について議論。
 - 主な論点。
 - ✧ 公正価値オプション
 - ✧ 信用リスクと関連する金融商品の会計
 - ✧ 金融商品の減損会計
 - 特に緊急(年内に解決)を要する問題は示されず。
 - IASB-FASB は 12 月中に内容についてのレポートを公表予定。

以上



企業会計基準委員会
財団法人 財務会計基準機構

HOME > お知らせ

IASB/FASB の金融危機に関する円卓会議の開催について

国際会計基準審議会(IASB)及び財務会計基準審議会(FASB)は、世界的な金融危機に関連した財務報告の問題点を検討する円卓会議を ロンドン(11月14日)、ノーウォーク(11月25日)及び東京(12月3日)で開催します。

東京における会議は、企業会計基準委員会がサポートする形で開催されることとなりました。

IASBでは、11月26日まで、会議への参加及び傍聴の申し込みを受け付けており、参加または傍聴を希望される方は、必要事項を記載のうえ、IASB担当者へメールにてお申し込み下さい(詳細は、IASBホームページ参照)。

なお、企業会計基準委員会では、会議への参加及び傍聴につき、お受けできませんので、IASBへ直接、ご連絡ください。